

昨年衆院選は違憲

一票の格差、是正迫る

東京高裁 無効は認めず

人口比例に基づかない区割りで、最大二・四三倍の「一票の格差」を是正せずに実施した昨年十二月の衆院選は違憲だとして、弁護士グループが東京1区の選挙無効を求めた訴訟の判決で、東京高裁（難波孝一裁判長）は六日、違憲と判断した。選挙無効は認めなかった。現行区割りの違憲状態を解消せずに選挙に突入した国会に制度の抜本改革を厳しく迫った形だ。

二つの弁護士グループが全国十四の高裁・高裁支部に起こした訴訟で最初の判決。二十七日までに比例代表一件を含め、計十七件の判決が言い渡される。当日有権者数に基づく最大格差は千葉4区と高知3区の二・四三倍。

前回二〇〇九年の衆院選について最高裁大法廷は一二年三月、四十七都道府県にあらかじめ一議席を配分する「一人別枠方式」を否定し、最大格差二・三〇倍の区割りを違憲状態と判断。昨年十一月に小選挙区を「〇増五減」する選挙制度改革関連法が成立したが、今回は適用されず、格差は拡大した。東京1区と高知3区の格差は二・三四倍で、弁護士側は「是正に必要な合理的期間ははるかに過ぎており、違憲状態のまま実施された選挙は無効だ」と主張した。

2013年3月6日発行